（別添１）

事　務　連　絡
令和８年９月 18 日

医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告制度対象医療機関　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和８年度医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告の実施について

平素から医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和８年10月１日より、医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13の規定に基づき、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものの管理者は、毎年７月１日時点における医療機関機能及び病床の機能、令和22年７月１日時点における医療機関機能及び病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告（以下「医療機関機能・病床機能報告」という。）することとしています。また、令和３年５月に成立・公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第49号）に基づき、令和４年度より外来医療の実施状況も都道府県知事に報告（外来機能報告）することとしています。

報告は、原則として医療機関等情報支援システム（G-MIS）から実施していただきます。各医療機関におかれましては、添付のマニュアル等を御確認の上、期限までに報告いただきますようお願いいたします。

【同封資料】

・令和８年度医療機関機能・病床機能報告 報告マニュアル
・令和８年度外来機能報告 報告マニュアル
・令和８年度医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告 紙媒体入手希望申請書
・令和８年度医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告 紙媒体入手希望申請書 記入要領
・返信用封筒
・「令和８年度医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告」医療機関・病床・外来管理番号の通知

裏面も御確認ください⇒

【資料の掲載について】

以下の資料については、厚生労働省HP及びG-MISへの掲載をいたします。

・令和８年度医療機関機能・病床機能報告 報告マニュアル
・令和８年度外来機能報告 報告マニュアル
・令和８年度医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告 紙媒体入手希望申請書
（厚生労働省HPのみ掲載）
・令和８年度医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告 紙媒体入手希望申請書 記入要領
（厚生労働省HPのみ掲載）
・令和８年度医療機関機能・病床機能報告 G-MIS操作マニュアル
・令和８年度外来機能報告 G-MIS操作マニュアル
・医療機関機能・病床機能報告　様式１　確認・記入要領（病院用）
・医療機関機能・病床機能報告　様式１　確認・記入要領（有床診療所用）
・医療機関機能・病床機能報告　様式２　確認・記入要領（病院・有床診療所共通）
・外来機能報告　確認・記入要領

また、医療機関機能報告の開始初年度となることから、医療機関機能・病床機能報告に係る確認・記入要領につきましては後日改めて郵送をさせていただく予定です。

【問い合わせ窓口】

問い合わせ窓口　厚生労働省「令和８年度医療機関・病床・外来機能報告」事務局

委託先

・報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所（制度運営事務局）・・①②③
※報告様式１・２、プレプリントデータ、その他、医療機関機能・病床機能・外来機能報告制度についてはこちらにお問い合わせください。
・G-MIS に関するお問い合わせ： 厚生労働省 G-MIS 事務局・・③のみ
※ユーザ名、G-MIS の画面操作方法、システム障害発生時等についてはこちらにお問い合わせください。

①電話（フリーダイヤル）0120－142－305［平日９:00~17:00 受付］

②FAX 番号：03－5615－9278［24 時間受付］

※FAX でのお問い合わせの際は、医療機関・病床・外来管理番号、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載してください。

③医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォーム（G-MIS サイトの連絡フォーム）［24 時間受付］

※医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォームの操作方法については、各報告に係る『G-MIS 操作マニュアル』をご確認ください。

※①電話、②FAX の開設期間は令和８年９月 24 日９:00～12 月 28 日 17:00 です。

※③医療機関・病床･外来機能報告 問合せﾌｫｰﾑの開設期間は令和８年９月 24 日９:00～令和９年 1 月 29 日 23:59 です。

電話でお問い合わせいただく場合、音声ガイダンスが流れます。
音声ガイダンスに従い、お問い合わせ内容の番号を御入力ください。
問い合わせ内容によっては別の窓口の番号をお伝えしてかけ直していただく場合があります。

【医療機関等情報支援システム（G-MIS）】 ※令和８年10月１日９:00報告開始予定

URL：https://www.med-login.mhlw.go.jp

※報告様式１の報告期間：令和８年 10 月１日～11 月 30 日

※報告様式２の報告期間：令和８年 11 月２日（予定）～11 月 30 日

令和８年９月 18 日

外来機能報告制度対象医療機関　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和８年度外来機能報告の実施について

平素から医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和３年５月に成立・公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第49号）に基づき、病院及び有床診療所（無床診療所は任意）は、令和４年度より外来医療の実施状況を都道府県知事に報告（外来機能報告）することとしています。

報告は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）から実施していただきます。各医療機関におかれましては、添付のマニュアル等を御確認の上、期限までに報告いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ窓口】

問い合わせ窓口　厚生労働省「令和８年度医療機関・病床・外来機能報告」事務局

委託先

・報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所（制度運営事務局）・・①②③
　※報告様式１・２、プレプリントデータ、その他、医療機関・病床・外来機能報告制度についてはこちらにお問い合わせください。

・G-MIS に関するお問い合わせ： 厚生労働省 G-MIS 事務局・・③のみ
　※ユーザ名、G-MIS の画面操作方法、システム障害発生時等についてはこちらにお問い合わせください。

①電話（フリーダイヤル）0120－142－305［平日９:00~17:00 受付］

②FAX 番号：03－5615－9278［24 時間受付］

※FAX でのお問い合わせの際は、医療機関・病床・外来管理番号、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載してください。

③医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォーム（G-MIS サイトの連絡フォーム）［24 時間受付］

※医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォームの操作方法については別冊『G-MIS 操作マニュアル』を御確認ください。

※①電話、②FAX の開設期間は令和８年９月 24 日９:00～12 月 28 日 17:00 です。
※③医療機関・病床･外来機能報告 問合せﾌｫｰﾑの開設期間は令和８年９月 24 日 9:00～令和９年 1 月 29 日 23:59 です。
電話でお問い合わせいただく場合、音声ガイダンスが流れます。
音声ガイダンスに従い、お問い合わせ内容の番号を御入力ください。
問い合わせ内容によっては別の窓口の番号をお伝えしてかけ直していただく場合があります。

裏面も御確認ください⇒

【同封資料】

・令和８年度外来機能報告 報告マニュアル
・令和８年度外来機能報告 紙媒体入手希望申請書
・令和８年度外来機能報告 紙媒体入手希望申請書 記入要領
・返信用封筒
・「令和８年度医療機関機能・病床機能・外来機能報告」医療機関・病床・外来管理番号の通知

報告マニュアル等の紙媒体配布は令和８年度をもって終了します。令和９年度以降は電子版報告マニュアル等をご利用ください。

※報告マニュアル等は随時更新される可能性がございます。医療機関等情報支援システム（G-MIS）上もしくは厚生労働省ホームページ（外来機能報告について）から最新のマニュアル等をダウンロードしてご利用ください。

【医療機関等情報支援システム（G-MIS）】 ※令和８年10月１日９:00報告開始予定

URL：https://www.med-login.mhlw.go.jp

※１　報告様式１：令和８年10月１日～11月30日

※２　報告様式２：令和８年11月２日（予定）～11月30日

【紹介受診重点医療機関となる意向について】

外来機能報告においては、紹介受診重点医療機関となる意向の有無について御報告いただきます。

上記の意向の有無と外来機能報告で報告いただいた外来医療の実施状況を踏まえ、都道府県において「協議の場」において外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行い、紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関として、「紹介受診重点医療機関」を明確化することとしています。

FAX:03-5615-9278

令和８年度　医療機関機能・病床機能・外来機能報告　紙媒体入手希望申請書

◆報告の正確性の観点から、可能な限り医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告をお願いしています。

◆紙媒体による報告を希望する場合は、「紙媒体を希望する理由」欄等、必要事項をご記入いただき、原則、10月26日(必着)までに郵送もしくはFAX申請をしてください。事務局より紙媒体の報告様式をお送りいたします。

※病棟数や診療実績の多い医療機関の場合、医療機関機能・病床機能報告「報告様式２」の紙媒体の量が膨大になり送付が困難となる可能性があるなど、申請内容によっては、G-MISによる報告を依頼することがありますので、ご了承ください。

◆この用紙は報告様式ではありません。報告は医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告ともに報告様式１、報告様式２の両方をご提出ください。

◎医療機関・病床・外来管理番号（送付状に記載の８桁コード）							
◎貴院名							
◎都道府県番号・医療機関コード（令和８年４月の診療報酬請求時に医科レセプト、歯科レセプトに記載した７桁の医療機関コード）			都道府県番号（２桁）		点数表コード		医療機関コード（７桁）
		医科用		-	1		
		歯科用		-	3		
		※年度の途中で医療機関コードの変更があった場合は、下記に変更前の医療機関コード使用期間及び以前の医療機関コードを記入してください。					
			変更前の医療機関コード使用期間				変更前の医療機関コード（７桁）
		医科用（変更前）	令和 7 年 4 月 ～ 令和 年 月				
		歯科用（変更前）	令和 7 年 4 月 ～ 令和 年 月				
◎医療機関住所		〒		－			
◎回答者	ふりがな						
	氏　名						
	部署名						
	連絡先	電話番号	市外局番		-		-

◎紙媒体を希望する理由 該当理由に✓をいれてください （複数選択可）	□ a．インターネットへの接続環境がないため □ b．セキュリティ上、医療機関のパソコンからアクセスできないため □ c．その他　※理由を以下の「自由記入欄」にお書きください 自由記入欄

◎ 病院・有床診療所の種別	１．病院　２．有床診療所		**病院の場合**、 報告対象病棟数（病棟票） （※有床診療所は記載不要）		病　棟

FAX:03-5615-9278

令和８年度　外来機能報告　紙媒体入手希望申請書

◆報告の正確性の観点から、可能な限り医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告をお願いしています。

◆紙媒体による報告を希望する場合は、「紙媒体を希望する理由」欄等、必要事項をご記入いただき、原則、10月26日(必着)までに郵送もしくはFAX申請をしてください。事務局より紙媒体の報告様式をお送りいたします。

◆この用紙は報告様式ではありません。報告は報告様式１、報告様式２の両方をご提出ください。

◎医療機関・病床・外来管理番号（送付状に記載の８桁コード）								
◎貴院名								
◎都道府県番号・医療機関コード（令和８年４月の診療報酬請求時に医科レセプト、歯科レセプトに記載した７桁の医療機関コード）			都道府県番号（２桁）		点数表コード		医療機関コード（７桁）	
		医科用		－	1			
		歯科用		－	3			
		※年度の途中で医療機関コードの変更があった場合は、下記に変更前の医療機関コード使用期間及び以前の医療機関コードを記入してください。						
			変更前の医療機関コード使用期間				変更前の医療機関コード（７桁）	
		医科用（変更前）	令和 7 年 4 月 ～ 令和 年 月					
		歯科用（変更前）	令和 7 年 4 月 ～ 令和 年 月					
◎医療機関住所		〒		－				
◎回答者	ふりがな							
	氏　名							
	部署名							
	連絡先	電話番号	市外局番		-		-	

◎紙媒体を希望する理由
該当理由に✓をいれてください
（複数選択可）

- ☐ a. インターネットへの接続環境がないため
- ☐ b. セキュリティ上、医療機関のパソコンからアクセスできないため
- ☐ c. その他　※理由を以下の「自由記入欄」にお書きください

自由記入欄

令和８年度医療機関機能・病床機能・外来機能報告
紙媒体入手希望申請書　記入要領

紙媒体入手希望申請書の概要

（１）紙媒体入手希望申請書の目的等

医療機関機能・病床機能・外来機能報告は、報告の正確性の観点から、可能な限り医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告をお願いしていますが、インターネット環境が整っていないため G-MIS による報告ができない医療機関等の理由により紙媒体での報告を希望される場合には、「紙媒体入手希望申請書」をご記入の上、ご提出ください。

ただし、**紙媒体を希望されますと、特に診療実績の多い医療機関において、医療機関機能・病床機能報告「報告様式 2」の紙媒体の枚数が膨大になる可能性があります**ので、可能な限り、G-MIS での報告を行っていただくようお願いいたします。

なお、**G-MIS の WEB フォーム上で入力した報告内容は、PDF ファイルでダウンロードすることができますので、院内での決裁等に印刷してご活用いただけます。**

また、紙媒体の報告様式発送は、受付から発送までに５～10 営業日程度の期間を頂戴する場合があります。あらかじめご了承ください。

（２）紙媒体入手希望申請書の提出方法

紙媒体入手希望申請書へ記入し、原則、10 月 26 日（必着）までに同封の返信用封筒にて郵送又は（３）の問い合わせ窓口に FAX でご提出ください。

（３）問い合わせ窓口

紙媒体入手希望申請書に関してご不明点がある場合には、下記までお問い合わせください。

問い合わせ窓口　厚生労働省「令和８年度医療機関・病床・外来機能報告」事務局 委託先　報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所（制度運営事務局）
電話（フリーダイヤル）：0120－142－305［平日９:00～17:00 受付］ **FAX（制度運営事務局専用）：03－5615－9278［24 時間受付］** ※番号のお間違えには十分ご注意ください ※問い合わせ窓口の開設期間は令和８年９月 24 日 9:00～12 月 28 日 17:00 です

記入の手引き

■　貴院の医療機関名称や、事前に送付する案内文書に記載されている医療機関・病床・外来管理番号、医療機関住所、本報告のご担当者、病院・有床診療所の種別等について、施設管理者及び事務部門のご担当者がご記入ください。

◎医療機関・病床・外来管理番号 （送付状に記載の８桁コード）	送付状の医療機関・病床・外来管理番号と相違ないか、ご確認ください。
◎貴院名	貴院の医療機関名称をご記入ください。
◎医療機関コード	令和７年４月分から令和８年３月分の診療報酬請求データをもとに、医療機関機能・病床機能報告「報告様式２」及び外来機能報告「報告様式２」に診療実績をプレプリント（※）しますので、令和７年４月から令和８年３月の医療機関コードをご記入ください。医科、歯科の両方のコードがある場合は両方ご記入ください。 また、年度の途中で医療機関コードの変更があった場合は、変更前のコードと変更後のコード及びいつから変更になったかをご記入ください。 ※オンライン又は電子媒体（フレキシブルディスク（FD）、光ディスク（MO）、光ディスク（CD-R））を用いて、電子レセプトによる請求を行っている医療機関では、報告様式にあらかじめレセプト集計結果が記載（プレプリント）されます。ただし、令和８年５月以降に、令和７年４月から令和８年３月診療分を月遅れ分として請求している医療機関、紙レセプトにより請求を行っている医療機関等では、プレプリントされません。
◎医療機関住所	貴院の郵便番号、所在地をご記入ください。
◎回答者	報告様式をお受取りいただくご担当者の氏名及び部署名、電話番号についてご記入ください。入手希望申請書に記載の内容についてお問い合わせをする場合があります。
◎紙媒体を希望する理由	紙媒体を希望する理由を、選択肢から選びチェックしてください（複数回答可）。『その他』を選択された場合は、その理由を自由記入欄に記載してください。
◎病院・有床診療所の種別	令和８年７月１日時点における貴院の病院・有床診療所（診療所・歯科診療所）の種別をご記入ください。 また、施設種別が【病院】の場合は、事務局から送付する病棟票の部数をお知らせいただく必要があるため、報告対象となる一般病床又は療養病床を有する病棟数をあわせてご記入ください。 ※医療機関機能・病床機能報告病棟票では、病院の各病棟における看護体制の１単位をもって病棟と取り扱います。ただし、特定入院料（特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料３、小児入院医療管理料４、回復期リハビリテーション入院医療管理料、地域包括ケア入院医療管理料１～４を算定する場合は除きます。）を算定する治療室・病室については、当該施設基準の要件を満たす体制の１単位をもって病棟として取り扱います。また、休棟中の病棟であっても許可病床として一般病床・療養病床を有する場合は、「病棟票」の作成が必要です。

令和８年度外来機能報告
紙媒体入手希望申請書　記入要領

1 紙媒体入手希望申請書の概要

（１）紙媒体入手希望申請書の目的等

外来機能報告は、報告の正確性の観点から、可能な限り医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告をお願いしていますが、インターネット環境が整っていないため G-MIS による報告ができない医療機関等の理由により、紙媒体での報告を希望される場合には、「紙媒体入手希望申請書」をご記入の上、ご提出ください。

なお、**G-MIS の WEB フォーム上で入力した報告内容は、PDF ファイルでダウンロードすることができますので、院内での決裁等に印刷してご活用いただけます。**

また、紙媒体の報告様式発送は、受付から発送までに５～10 営業日程度の期間を頂戴する場合があります。あらかじめご了承ください。

（２）紙媒体入手希望申請書の提出方法

紙媒体入手希望申請書へ記入し、原則、10 月 26 日（必着）までに同封の返信用封筒にて郵送又は（３）の問い合わせ窓口に FAX でご提出ください。

（３）問い合わせ窓口

紙媒体入手希望申請書に関してご不明点がある場合には、下記までお問い合わせください。

問い合わせ窓口　厚生労働省「令和８年度医療機関・病床・外来機能報告」事務局 委託先　報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所（制度運営事務局）
電話（フリーダイヤル）：0120－142－305［平日９:00～17:00 受付］ **FAX 番号（制度運営事務局専用）：03－5615－9278［24 時間受付］** ※番号のお間違えには十分ご注意ください ※問い合わせ窓口の開設期間は令和８年９月 24 日９:00～12 月 28 日 17:00 です

2 記入の手引き

■　貴院の医療機関名称や、事前に送付する案内文書に記載されている医療機関・病床・外来管理番号、医療機関住所、本報告のご担当者等について、施設管理者及び事務部門のご担当者がご記入ください。

◎医療機関・病床・外来管理番号（送付状に記載の８桁コード）	送付状の医療機関・病床・外来管理番号と相違ないか、ご確認ください。
◎貴院名	貴院の医療機関名称をご記入ください。
◎医療機関コード	令和７年４月分から令和８年３月分の診療報酬請求データをもとに、外来機能報告「報告様式２」に診療実績をプレプリント（※）しますので、令和７年４月から令和８年３月の医療機関コードをご記入ください。医科、歯科の両方のコードがある場合は両方ご記入ください。 また、年度の途中で医療機関コードの変更があった場合は、変更前のコードと変更後のコード及びいつから変更になったかをご記入ください。 ※オンライン又は電子媒体（フレキシブルディスク（FD）、光ディスク（MO）、光ディスク（CD-R））を用いて、電子レセプトによる請求を行っている医療機関では、報告様式にあらかじめレセプト集計結果が記載（プレプリント）されます。ただし、令和８年５月以降に、令和７年４月から令和８年３月診療分を月遅れ分として請求している医療機関、紙レセプトにより請求を行っている医療機関等では、プレプリントされません。
◎医療機関住所	貴院の郵便番号、所在地をご記入ください。
◎回答者	報告様式をお受取りいただくご担当者の氏名及び部署名、電話番号についてご記入ください。入手希望申請書に記載の内容についてお問い合わせをする場合があります。
◎紙媒体を希望する理由	紙媒体を希望する理由を、選択肢から選びチェックしてください（複数回答可）。『その他』を選択された場合は、その理由を自由記入欄に記載してください。



本紙は令和９年３月末まで大切に保管してください。

各医療機関に付与された「医療機関・病床・外来管理番号」は、本報告にて医療機関を特定するための番号として事務局へのお問い合わせ時等において必要となりますので、**令和９年３月末まで大切に保管**してください。

「令和８年度 医療機関機能・病床機能・外来機能報告」

医療機関・病床・外来管理番号の通知

医療機関等情報支援システム（G-MIS）
【令和８年 10 月１日より報告開始】
https://www.med-login.mhlw.go.jp

医療機関・病床・外来管理番号：

※医療機関・病床・外来管理番号は、G-MIS のログイン ID とは異なります。

医療法に
基づく義務です

令和８年度 医療機関機能・病床機能報告 報告マニュアル

目　次

１．報告までの流れ……1

２．医療機関機能・病床機能報告制度について……2
- ２－１．医療機関機能・病床機能報告制度の概要……2
- ２－２．報告対象となる医療機関の範囲……4
- ２－３．報告の範囲……5

３．報告の流れ……6
- ３－１．報告様式の種類……6
- ３－２．報告における留意点……7
- ３－３．報告期限……8
- ３－４．報告結果の公開……8

４．報告項目の概要……9
- ４－１．報告様式１における報告項目の概要……9
- ４－２．報告様式２における報告項目の概要……10
- ４－３．入院診療実績の通年化に伴う負担軽減について……12

５．具体的な報告手順……13
- ５－１．報告様式等の入手……13
- ５－２．報告様式の記入・不備の確認……14
- ５－３．報告様式の提出……15

６．問い合わせ窓口……16

令和８年９月

厚生労働省

１．報告までの流れ

医療機関機能・病床機能報告に関する作業の概要

1. 報告方法

・ 原則として、G-MIS上のWEBフォームを用いて報告をお願いいたします。なお、インターネット環境が整っていない等の事情によりWEBフォームを用いた報告が困難な場合については、紙媒体での報告も可能です。

・ 深夜２:00～５:00はシステムのメンテナンスが行われるため、医療機関機能・病床機能・外来機能報告のG-MIS上での入力をお控えください。システムメンテナンス中に医療機関機能・病床機能・外来機能報告を入力されると入力内容が正常に反映されない可能性があります。

2. 報告様式と報告期限の全体像

※ 報告様式１と報告様式２でそれぞれ報告期間が異なります。ご注意ください。

報告様式	報告様式１、報告様式２
報告期間 （提出期限）	報告様式１：**令和８年10月１日～11月30日** 報告様式２：**令和８年11月２日（予定）～11月30日** ※ 提出された報告内容において疑義が確認された場合、都道府県及び厚生労働省 「令和８年度 医療機関・病床・外来機能報告」事務局（以下「制度運営事務局」という。）から問い合わせや修正依頼を行うことがあります。なお、本報告に関する事務作業の効率化を図るため、厚生労働省は制度運営事務局業務などの一部を株式会社三菱総合研究所に委託しています。

3. 作業フローの全体像

STEP１ ～本日よりご対応いただきたいこと～

・下記のA、Bのいずれかに該当するか確認してください。

A：報告対象医療機関に該当しない場合（注１）
B：インターネット環境が整っていない等の事情によりG-MIS上のWEBフォームからの報告ができず、紙媒体での報告を希望する場合（注２）

・該当する場合は、それぞれ以下のご対応をお願いします。

Aに該当：11月13日までに下記①あるいは②のいずれかを行ってください。

①G-MISサイト上で申請してください。詳細は「６．問い合わせ窓口」をご覧ください。
②G-MISサイトを使用できない場合は問い合わせ窓口（制度運営事務局）までご連絡ください。

Bに該当：「令和８年度 医療機関機能・病床機能・外来機能報告 紙媒体入手希望申請書」をご提出ください。（注２）

（注１）報告対象医療機関の定義は「２－２．報告対象となる医療機関の範囲」をご参照ください。
（注２）紙媒体資料の発送までに５～10営業日程度を要する場合があるため紙媒体入手希望申請は10月26日までに行ってください。また、申請の時期に関わらず報告様式２は11月中旬以降の発送となります。記入方法等については別冊『紙媒体入手希望申請書 記入要領』をご参照ください。

STEP２ ～10月１日よりご対応いただきたいこと～

※ 詳細は「３．報告の流れ」、「５－２．報告様式の記入・不備の確認」をご確認ください。

・ 10月１日に、報告様式１の報告の受付を開始、G-MISのWEBフォームを開設します。G-MISにアクセスし入力作業を開始してください。

・ インターネット環境が整っていない場合を除き、業務効率化等の観点から可能な限り、G-MIS上のWEBフォームを用いて入力・報告をお願いします。
・ 報告の際には、別冊『確認・記入要領』を参照してください。

STEP３ ～11月２日（予定）よりご対応いただきたいこと～

※ 詳細は「３．報告の流れ」、「５－２．報告様式の記入・不備の確認」をご確認ください。
・ 11月２日に、報告様式２の報告の受付を開始する予定です。報告様式１と同様に可能な限りG-MIS上のWEBフォームを用いて報告をお願いします。

STEP４ ～11月30日までにご対応いただきたいこと～

※ 詳細は「５－３．報告様式の提出」をご確認ください。
・ 報告様式１・２共に11月30日までに必須項目の入力を完了し、提出をお願いします。
・ 提出された報告内容において疑義が確認された場合、都道府県及び制度運営事務局から問い合わせや修正依頼を行うことがあります。

２．医療機関機能・病床機能報告制度について

２－１．医療機関機能・病床機能報告制度の概要

医療機関機能・病床機能報告制度とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づき、医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進のため実施するものです。

医療機関機能報告では、各医療機関が現に担っている医療機関機能、2040 年において担う医療機関機能、及びその他医療機関機能の確保等の協議のために必要な診療実績等を都道府県に報告します。なお、2040 年において担う医療機関機能については、遅くとも 2028 年度までに地域の協議において決定し報告したうえで、当該報告以降については、決定された医療機関機能を報告します。

病床機能報告では、現状の病床機能と 2040 年時点の病床機能について、病棟単位で自主的に選択し、都道府県に対して報告します。病床の機能区分については、2040 年に向けて増加する高齢者救急等の受け皿として急性期と回復期の機能を併せ持つ機能が重要となること等を踏まえ、これまでの４区分のうち、従来の「回復期機能」について、「高齢者等の急性期患者について、治療と入院早期からのリハビリテーション等を行い、早期の在宅復帰を目的とした治し支える医療を提供する機能」及び従来の「回復期機能」を併せて、「包括期機能」として位置付けることとしています。なお、病床機能の報告に当たっては、一定の客観性をもった報告となるよう、各機能区分に対応する目安となる診療報酬上の入院料の種類も参照して報告することとしますが、診療報酬上の入院料の種類のみをもって機械的に決定されるものではないことにご留意ください。

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第三十条の三 （略）

2 （略）

六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

3 （略）

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第二項に規定する医療機関機能等報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 （略）

第三十条の十三 病院又は診療所であつて療養病床又は一般病床を有するものの管理者は、地域における医療機関機能（病院又は診療所ごとに地域の医療提供施設として提供する医療の内容をいう。以下この条において同じ。）及び病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分及び病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 厚生労働省令で定める日（次号から第四号までにおいて「基準日」という。）における医療機関機能

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における医療機関機能の予定（次項において「基準日後医療機関機能」という。）

三 基準日における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）

四 基準日から第二号の厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）

五 当該病院又は診療所に入院する患者に提供する医療の内容

六 その他厚生労働省令で定める事項

2・3 （略）

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、医療機関機能等対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該医療機関機能等対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた医療機関機能等対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を踏まえ、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該報告をした医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告の内容を変更するよう求めることができる。

8 医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第九十二条 （略）第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項若しくは第三十条の十八の四第六項の規定による命令に違反した者又は第三十条の十八の六第三項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

※ 法律上は、医療機関から都道府県知事にご報告いただくこととなっていますが、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）の WEB フォームから直接、報告様式に入力及び提出していただく形式となっております。

２－２．報告対象となる医療機関の範囲

１） 報告対象となる医療機関

令和８年７月１日時点で一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所（診療所・歯科診療所）は、報告対象です。

※ 許可病床として一般病床あるいは療養病床を有しているものの休床中の医療機関、健診や治験、母体保護法に基づく利用のみで診療報酬請求を行っていない医療機関も報告対象となります。

ただし、一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所（診療所・歯科診療所）であっても、下記２）における「c. 」、「d. 」、「e. 」に該当する場合は報告対象外となります。

※ 一般開放している場合は、自衛隊病院等も報告対象となります。

２） 報告対象外となる医療機関

以下に該当する医療機関については、報告対象外となります。令和８年度医療機関機能・病床機能報告の実施依頼があった医療機関において**報告対象外に該当する場合は、別冊『G-MIS操作マニュアル』に記載の【問合せフォームの使い方】を参考に、G-MISサイトより申請してください。**

a. 一般病床・療養病床を有していない医療機関

※ 許可病床として精神病床のみ、結核病床のみ、感染症病床のみを有する医療機関

b. 都道府県に全許可病床を返還済み又は令和９年３月31日までに返還予定（無床診療所に移行予定）である医療機関

c. 特定の条件に該当する医療機関

○ 刑事施設等や入国者収容所等の中に設けられた医療機関や皇室用財産である医療機関（宮内庁病院）

○ 特定の事業所等の従業員やそのご家族の診療のみを行う医療機関であって、保険医療機関でないもの

※ 一般開放している場合は、自衛隊病院等であっても報告対象となります。

d. 休院・廃院済み又は令和９年３月31日までに休院・廃院予定である医療機関

e. 令和８年７月２日以降に新たに開設した医療機関

２－３．報告の範囲

１） 医療機関機能・病床機能報告の報告範囲

医療機関機能・病床機能報告では、報告様式に応じて報告単位が異なります。「基本票、施設票、有床診療所票、医療機関機能票」は、病院・有床診療所ともに**医療機関単位**でご報告ください。一方、「病棟票」は、病院については**病棟単位**でご報告いただき、有床診療所については施設全体を１病棟とみなしてご報告ください。

２） 病院における報告対象病棟の考え方

病床機能報告では、病院の各病棟における看護体制の１単位をもって病棟と取り扱います。ただし、特定入院料（※）を算定する治療室・病室については、**当該施設基準の要件を満たす体制の１単位をもって病棟として取り扱う**ものとします。

※ 特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料３、小児入院医療管理料４、回復期リハビリテーション入院医療管理料、地域包括ケア入院医療管理料１～４を算定する場合は除きます。

病院においては、医療法第７条第１項から第３項に基づいて開設許可を受けている一般病床・療養病床を有する病棟のみが報告対象となります。また、許可病床として一般病床・療養病床を有する病棟の場合は、休棟中の病棟であっても「病棟票」の作成が必要となります。

精神病床のみ、感染症病床のみ、結核病床のみの病棟等は「病棟票」の作成は不要ですが、その場合にも「施設票」には、一般病床・療養病床以外の病床を含む貴院の全病床を対象としてご回答ください。なお、基準病床数制度において特例とされている特定の病床等も含めてご報告ください。

３） 有床診療所における報告対象病棟の考え方

有床診療所については施設全体を**１病棟**と考え、**施設単位**でご報告ください。

なお、全病床が休床中である有床診療所においても、下記に従ってご報告いただく必要があります。

【全病床が休床中である有床診療所の報告方法】

① 以下のいずれか又は両方に該当する場合は、全ての必須項目について報告する必要があります。

・令和８年７月１日時点で地方厚生（支）局長への入院基本料の届出がある場合
・令和７年４月１日～令和８年３月 31 日の期間に稼働病床がある場合

② 入院基本料の届出がなく、過去１年間の稼働病床がない有床診療所は、「報告様式１」においては以下の項目の報告は不要ですが、それ以外の必須項目については報告が必要です。

- 「７．職員数」のうち、「②入院部門の職員数」
- 「９．入院患者数の状況」

3．報告の流れ

3－1．報告様式の種類

ご提出いただく報告様式は、「報告様式１」及び「報告様式２」の２種類です。

業務効率化等の観点から、可能な限り G-MIS 上の WEB フォームにて報告をお願いします。報告には Windows OS 搭載の PC をご使用ください。

紙媒体を希望される医療機関は、個別に申請をお願いします。

なお、決裁等のために印刷して活用できるよう、G-MIS 上の WEB フォームで入力した報告内容の PDF ファイルをダウンロードすることができます。詳細は別冊『G-MIS 操作マニュアル』をご参照ください。

報告様式の種類	
報告様式１	病院用［基本票・施設票・病棟票・医療機関機能票］
	有床診療所用［診療所票・医療機関機能票］
報告様式２（※）	基本票・病棟票・医療機関機能票

※ オンライン又は電子媒体（フレキシブルディスク（FD）、光ディスク（MO）、光ディスク（CD-R））を用いて、電子レセプトによる請求を行っている医療機関では、報告様式にレセプト集計結果があらかじめ反映（プレプリント）されます。ただし、

・令和８年５月以降に、令和７年４月から令和８年３月診療分を月遅れ分として請求している医療機関

・紙レセプトにより請求を行っている医療機関

等では、プレプリントされません。

報告様式１、報告様式２の入手方法と提出方法（概要）は以下の通りです。詳細は該当ページを参照してください。

		入手方法	提出方法
G-MIS上のWEBフォームからの報告を希望する医療機関（推奨）	⇒	G-MISにアクセス 「５－１．１）G-MIS上で報告する場合」参照	G-MIS上で報告 「５－３．１）G-MIS上で報告する場合」参照
紙の報告様式を希望する医療機関	⇒	紙媒体入手希望申請書を提出 「５－１．２）紙媒体での報告を希望する場合」参照	記入済の紙媒体を返信用封筒にて郵送 「５－３．２）紙媒体で報告する場合」参照

3－2．報告における留意点

報告期間内の場合、報告様式提出後でも修正することが可能です。詳細は「5－3．報告様式の提出」をご参照ください。報告期間終了後、令和９年１月29日までに修正の必要が生じた場合は医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォームの「１．質疑・照会」又は電話で制度運営事務局までご連絡ください。

※　同一医療機関から報告期間内に複数回の報告があった場合、最後にご報告いただいた情報を最終の報告内容とします。

１）報告様式１における留意点

報告様式１には、「病院用」の報告様式（基本票・施設票・病棟票・医療機関機能票で構成）と「有床診療所用」の報告様式（診療所票・医療機関機能票で構成）があります。貴院の病診区分と一致しているかご確認のうえ、ご報告ください。もし異なっている場合には、お手数ですが制度運営事務局までご連絡ください。

なお、報告様式１では報告負担軽減のために以下の項目について令和７年度の報告結果があらかじめ反映（プレプリント）されています。内容についてご確認のうえ、必要に応じて修正し、ご報告ください。

- 設置主体、許可病床数、主とする診療科、医療機器台数、建物の建築時期・構造（病院のみ）

特に、許可病床数（一般病床、療養病床）は、修正の必要があることが多いため、ご留意ください。

なお、報告の際には、別冊『確認・記入要領』をご確認のうえ、ご報告ください。

２）報告様式２における留意点

報告様式２のうち、基本票・医療機関機能票は**医療機関単位**、病棟票は**病棟単位**でご報告いただきます（有床診療所は施設全体を１病棟と考え、施設単位でご報告ください）。

なお、電子レセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関は、診療報酬請求時の病棟コードの入力の有無により報告方法が異なります。報告方法の詳細は、「5．具体的な報告手順」をご参照ください。

「令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）の電子入院レセプト及び入院外レセプトがある医療機関」では、厚生労働省において必要な項目の集計を行い、集計結果がプレプリントされた報告様式２が、11月２日よりG-MIS上で表示される予定としています。集計内容についてご確認のうえ、必要に応じてご修正いただき、11月30日までにG-MIS上でご報告ください。

集計内容を確認した結果、**修正が必要ない場合等についても、報告は必須**です。

なお、業務委託先（株式会社三菱総合研究所）は、契約により知得した内容を契約の目的以外に利用すること、若しくは第三者に漏らしてはならないこととする契約を厚生労働省と結んでいます。

※ 電子レセプトによる診療報酬請求とは、オンライン又は電子媒体（フレキシブルディスク（FD）、光ディスク（MO）、光ディスク（CD-R））で請求を行っていることを指します。

「令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）の電子入院レセプト及び入院外レセプトがある医療機関」**以外**の医療機関は、プレプリントされておりませんので、G-MIS上で直接入力し報告をお願いします。紙媒体による報告をご希望の場合、「５－１．２）紙媒体での報告を希望する場合」を参照してください。

病床機能について、報告様式２において高度急性期・急性期に関連する医療項目の報告がなく、当該病棟の報告様式１において「高度急性期機能」又は「急性期機能」を選択された場合、病床機能の整合がみられないため、報告様式１の病床機能を変更いただくか、若しくは報告様式２の「13. 当該病棟における病床機能の報告の再確認　②2026（令和８）年７月１日時点の機能」の自由記載欄に実施した具体的な高度急性期・急性期に関連する医療項目とどのような病床機能を地域で担っているのかを別途、具体的にご記入ください。病床機能の選択の考え方については、別冊『確認・記入要領』をご確認のうえ、ご報告ください。

３－３．報告期限

報告様式１、報告様式２の提出期限はいずれも**11月30日**です。紙媒体による報告の場合も、原則、11月30日（必着）となります。

※ 報告様式１は10月１日、報告様式２は11月２日より受付開始予定です。また、開始時期についてはG-MISサイトのお知らせ画面等も参考にしてください。

３－４．報告結果の公開

調査結果はオープンデータとして公開する予定です。

４．報告項目の概要

４－１．報告様式１における報告項目の概要

詳細は別冊『確認・記入要領』をご参照ください。なお、報告様式１「病棟票」については、病棟ごとにご回答ください。

項目例	調査対象時点
許可病床数	令和８年７月１日時点
算定する入院基本料・特定入院料	〃
看護師数、准看護師数、看護補助者数、助産師数等	〃
主とする診療科	〃
新規入棟患者数、在棟患者延べ数、退棟患者数等	令和７年４月１日～令和８年３月 31 日の１年間
入棟前の場所別の新規入棟患者数、退棟先の場所別の退棟患者数等	〃

４－２．報告様式２における報告項目の概要

詳細は別冊『確認・記入要領』をご覧ください。

報告様式２において、診療報酬に着目して設定した報告項目があります。これらの項目に係る報告対象は、令和７年４月から令和８年３月診療分の入院レセプト及び入院外レセプトです。

なお、報告様式２へのプレプリントの対象となるのは、令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）の入院レセプト及び入院外レセプトです。

※ 「令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）の電子入院レセプト及び入院外レセプト」がある医療機関のプレプリントデータには、令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）のレセプトの一次審査による査定・返戻・取下げ分や紙レセプトで請求されている分、医療保険の対象でない労働者災害補償保険等での診療行為分等は含まれていません。追加で計上するレセプト件数等を含めた合計値を可能な範囲でご報告ください。

※ 令和７年４月診療分より前の診療分は、令和７年５月以降審査分であっても含めないでください。

※ 公費負担医療制度による請求分（電子レセプト請求分）も集計されています（医療保険との併用分は重複して集計されておりません）。

※医療機関機能・病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録について

詳細は別冊『確認・記入要領』をご覧ください。

病床機能報告では、平成 28 年度診療報酬改定に伴うシステム改修等にあわせて電子レセプトへの病棟コードの記録が開始されたことから、報告様式２の「基本票」及び「病棟票」についても、病棟コードに基づき**病棟単位**で項目を集計していただくこととなります。

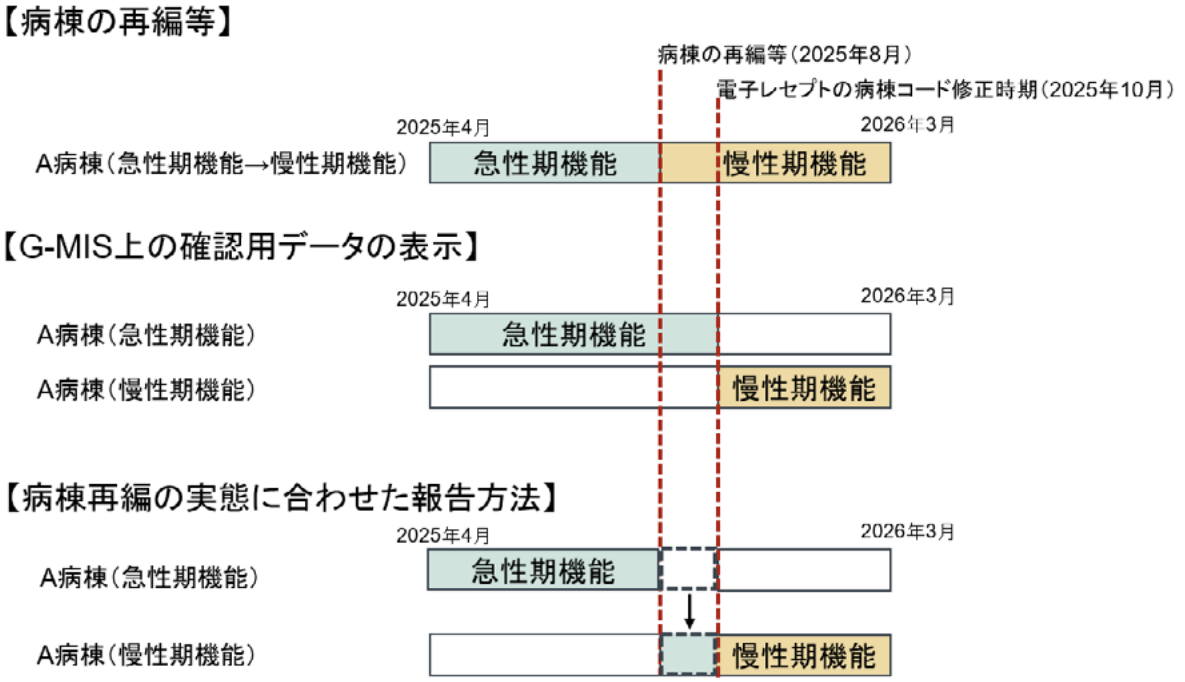
電子レセプトへの病棟コードの記録は、許可病床として一般病床及び療養病床を有しており、電子レセプトによる診療報酬請求を行っている**病院**が対象となります。有床診療所については、病棟コードの記録は不要です。

電子レセプトに病棟コードを記録いただくことで、制度運営事務局が当該病棟コードに基づき集計した「令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）の電子入院レセプト」のデータを参照することが可能となります。

«電子入院レセプトへの「病棟コード」（許可病床における一般病床又は療養病床分） の入力状況別の報告方法»（病院のみ対象。有床診療所は除く。）

- 病棟コードを全て又は一部に入力している医療機関：
 病棟ごとに集計した確認用データが参照できます。内容をご確認いただき、ご報告ください。病棟コードが未入力分のデータに関しては、医療機関で病棟ごとに集計したうえで、ご報告ください。

- 病棟コードが全て未入力の医療機関：
 全ての病棟のデータが集計された状態で確認用データが参照できます。内容をご確認いただき、医療機関で病棟ごとに集計したうえで、ご報告ください。
- 病棟の再編等の時期と電子レセプトの病棟コード修正時期が異なる医療機関：
 確認用データは、電子レセプトの病棟コード別に参照できます。病棟の再編等の時期と電子レセプトの病棟コードを修正した時期が異なる医療機関において、再編前後の実態に合わせて報告する場合は、再編前の病棟コードの確認用データを再編後の病棟コードの病棟へ集計しなおしたうえで、ご報告ください。



※ 紙媒体による報告を希望し、上記の条件に該当する医療機関についてはあらかじめ確認用データがプレプリントされた報告様式２を送付する予定です。ただし、病棟数の多い病院等の場合、送付する紙媒体の量が膨大になるおそれがあることから、個別にご確認させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

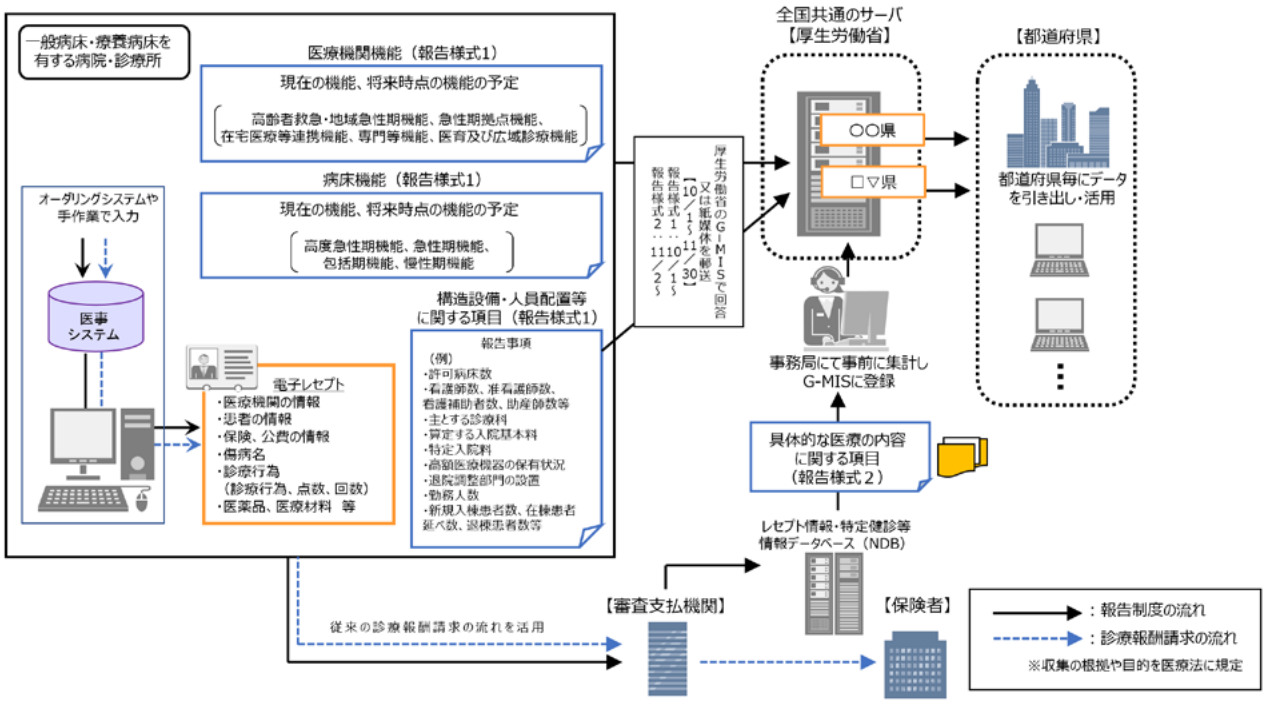
４－３．入院診療実績の通年化に伴う負担軽減について

「令和３年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について」（令和３年４月 13 日付け医政地発 0413 第２号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づき、以下の通り入院診療実績の報告の負担軽減を図ります。

- 病床機能報告の実施に際し、国から病床機能報告対象病院等に提供している電子レセプト情報を活用して整理した入院診療実績データについて、公費負担医療制度により請求された電子レセプト情報分を含めたうえで提供するとともに、G-MIS 上において、当該データを報告様式２に表示し、入力の簡素化を図ることとします。
- 紙媒体により報告を行っている病床機能報告対象病院等においては、入院診療実績の報告について、月別の数ではなく年間合計数のみ報告すれば足りることとします。

<参考>

医療機関機能・病床機能報告制度における報告・集計等の仕組み（レセプト電子申請の 医療機関の場合）



５．具体的な報告手順

５－１．報告様式等の入手

１） G-MIS 上で報告する場合（推奨）

以下に記載しているURLからG-MISにアクセスし、G-MISのユーザ名とパスワードでログインしてください。なお、操作方法の詳細については、別冊『G-MIS操作マニュアル』をご確認ください。

G-MISのURL： https://www.med-login.mhlw.go.jp

２） 紙媒体での報告を希望する場合

業務効率化等の観点から、可能な限り G-MIS 上の WEB フォームを用いて報告をお願いします。ただし、インターネット環境が整っていないため G-MIS 上の WEB フォームを用いて報告できない医療機関等、やむを得ない場合は、制度運営事務局から紙媒体報告様式を郵送します。

紙媒体報告様式の郵送を希望される場合には、**「紙媒体入手希望申請書」の所定項目にご記入**のうえ、原則、10 月 26 日（必着）までに郵送又は FAX で制度運営事務局へご連絡ください（電話不可）。**提出された紙媒体の調査票を報告として受け付けます。WEB 報告に切り替えたい場合は、お手数ですが制度運営事務局へご連絡ください。**

ご連絡いただいた医療機関への紙媒体の報告様式の発送は、10 月 6 日以降に開始する予定ですが、ご希望の受付から発送までに 5～10 営業日程度の期間を頂戴する場合があります。また、報告様式２の発送は 11 月中旬以降となります。あらかじめご了承ください。

5－2．報告様式の記入・不備の確認

1）G-MIS 上で報告する場合（推奨）

G-MIS の WEB フォームを用いてご入力いただく際、報告内容の不整合等を機械的に判定し、内容に応じて警告が表示されます。警告が表示された場合は、警告内容を参考に、報告内容を修正してください。

※ 深夜２:00～５:00 はシステムのメンテナンスが行われるため医療機関機能・病床機能・外来機能報告の G-MIS 上での入力をお控えください。システムメンテナンス中に医療機関機能・病床機能・外来機能報告を入力されると入力内容が正常に反映されない可能性がありますのでご注意ください。

※ 外来機能報告との重複項目について外来機能報告にエラーが生じる場合は対象エラーの内容を確認のうえ、医療機関機能・病床機能報告でエラーの内容を修正してください。修正されるとシステムメンテナンスの時間に自動的に外来機能報告のエラーも解消されます（外来機能報告での重複項目の修正はできません）。

2）紙媒体での報告を希望する場合

紙媒体の報告内容に不整合等があった場合、後日、制度運営事務局から電話で確認させていただくことがありますので、控えの保管をお願いします。医療機関機能・病床機能報告と外来機能報告で重複項目の回答が異なる場合は、医療機関機能・病床機能報告の回答を正式なデータとして取り扱います。

５－３．報告様式の提出

１） G-MIS 上で報告する場合（推奨）

G-MISのWEBフォームで報告項目を入力しましたら**［報告］ボタン**を押すことで、提出が完了となります。入力が途中の場合は**［保存］ボタン**を押すことでデータが保存され、ログアウトしても情報は保持されます。しかし、**［保存］ボタンを押しただけでは報告完了とはなりませんので、必ず［報告］ボタンを押し、報告の完了を忘れないようご注意**ください。提出後は11月30日23:59まで［取戻し］ボタンを押すことで報告内容の修正が可能です。

２） 紙媒体で報告する場合

インターネット環境が整っていない等の理由によりG-MIS上のWEBフォームからの入力が困難な医療機関は、「５－１．２）紙媒体での報告を希望する場合」の方法で紙媒体の報告様式を入手し、報告内容をご記入のうえ、**紙媒体報告様式送付時に同封されている返信用封筒でご送付**ください。ご提出いただく**紙媒体の写しは、次年度の報告開始まで各医療機関での保管**をお願いします。なお、**FAXによる報告様式のご提出は受け付けておりません。**

【送付先】
〒112-8719 東京都文京区後楽一丁目１番３号　４階　サーベイリサーチセンター内
厚生労働省「令和８年度 医療機関・病床・外来機能報告」事務局

※　同封の返信用封筒に印字されていますのでご利用ください。

６．問い合わせ窓口

医療機関機能・病床機能報告の報告作業においてご不明点等ございましたら、巻末に記載の問い合わせ窓口へ電話にてご連絡ください。電話受付時間内のお問い合わせが難しい場合、G-MISサイトの連絡フォーム「医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォーム」にてご連絡ください。医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォームでの問い合わせ方法については、別冊『G-MIS操作マニュアル』に記載の【問合せフォームの使い方】をご覧ください。

なお、FAXでのお問い合わせも可能です。その場合は医療機関・病床・外来管理番号※、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ずご記載ください。

本報告マニュアル、各報告様式の確認・記入要領等の各種関連資料をご参照いただいたうえで、ご不明な点がある場合にお問い合わせください。問い合わせ内容によっては別の窓口の番号をお伝えしてかけ直していただく場合があります。

また、医療機関機能・病床機能報告の対象医療機関以外からのお問い合わせには回答できません。あらかじめご了承ください。

※ 医療機関・病床・外来管理番号については、本報告マニュアルとともに送付された送付状をご確認ください。

問い合わせ窓口　厚生労働省　「令和８年度医療機関・病床・外来機能報告」事務局

委託先
報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所（制度運営事務局）・・①②③
※　医療機関機能・病床機能・外来機能報告の報告方法・内容、プレプリントデータ、その他、医療機関機能・病床機能・外来機能報告制度についてはこちらにお問い合わせください。

G-MISに関するお問い合わせ： 厚生労働省G-MIS事務局・・③のみ
※　ユーザ名、G-MISの画面操作方法、システム障害発生時等についてはこちらにお問い合わせください。

①電話（フリーダイヤル）0120-142-305［平日９:00～17:00受付］

②FAX（制度運営事務局専用）　03-5615-9278［24時間受付］

FAX でのお問い合わせの際は、医療機関・病床・外来管理番号、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載してください。

③医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォーム（G-MIS サイトの連絡フォーム）［24 時間受付］

※　①電話、②FAX の開設期間は令和８年９月 24 日９:00～12 月 28 日 17:00 です。
※　③医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォームの開設期間は令和８年９月 24 日９:00～令和９年１月 29 日 23:59 です。

電話でお問い合わせいただく場合、音声ガイダンスが流れます。
音声ガイダンスに従い、お問い合わせ内容の番号をご入力ください。
問い合わせ内容によっては別の窓口の番号をお伝えしてかけ直していただく場合があります。

以上

医療法に
基づく義務です
（無床診療所を除く）

令和８年度 外来機能報告 報告マニュアル

目　次

１．報告までの流れ 1

２．外来機能報告制度について 2
２－１．外来機能報告制度の概要 2
２－２．報告対象となる医療機関の範囲 5

３．報告の流れ 6
３－１．報告様式の種類 6
３－２．報告における留意点 7
３－３．報告期限 8
３－４．報告結果の公開 8

４．報告項目の概要 9
４－１．報告様式１における報告項目の概要 9
４－２．報告様式２における報告項目の概要 10

５．具体的な報告手順 12
５－１．報告様式等の入手 12
５－２．報告様式の記入・不備の確認 13
５－３．報告様式の提出 14

６．問い合わせ窓口 15

令和８年９月

厚生労働省

１．報告までの流れ

外来機能報告に関する作業の概要

1. 報告方法

・ 原則としてG-MIS上のWEBフォームを用いて報告をお願いいたします。なおインターネット環境が整っていない等の事情によりWEBフォームを用いた報告が困難な場合については、紙媒体での報告も可能です。

・ 深夜２:00～５:00はシステムのメンテナンスが行われるため、医療機関機能・病床機能・外来機能報告のG-MIS上での入力をお控えください。システムメンテナンス中に医療機関機能・病床機能・外来機能報告を入力されると入力内容が正常に反映されない可能性があります。

2. 報告様式と報告期限の全体像

※報告様式１と報告様式２でそれぞれ報告期間が異なります。ご注意ください。

報告様式	報告様式１、報告様式２
報告期間 （提出期限）	報告様式１：**令和８年10月１日～11月30日** 報告様式２：**令和８年11月２日（予定）～11月30日** ※　提出された報告内容において疑義が確認された場合、都道府県及び厚生労働省「令和８年度　医療機関・病床・外来機能報告」事務局（以下「制度運営事務局」という。）から問い合わせや修正依頼を行うことがあります。なお、本報告に関する事務作業の効率化を図るため、厚生労働省は制度運営事務局業務などの一部を株式会社三菱総合研究所に委託しています。

3. 作業フローの全体像

STEP１　～本日よりご対応いただきたいこと～

・ 下記のA、Bのいずれかに該当するかどうかを確認してください。

A：報告対象医療機関に該当しない場合（注１）
B：インターネット環境が整っていない等の事情によりG-MIS上のWEBフォームからの報告ができず、紙媒体での報告を希望する場合

・ 該当する場合は、それぞれ以下のご対応をお願いします。

Aに該当：11月13日までに下記①あるいは②のいずれかを行ってください。
①G-MISサイト上で申請してください。詳細は「６．問い合わせ窓口」をご覧ください。
②G-MISサイトを使用できない場合は問い合わせ窓口（制度運営事務局）までご連絡ください。

Bに該当：「令和８年度医療機関機能・病床機能・外来機能報告 紙媒体入手希望申請書」をご提出ください。（注２）

（注１）報告対象医療機関の定義については、「２－２．報告対象となる医療機関の範囲」をご参照ください。
（注２）紙媒体資料の発送までに５～10営業日程度を要する場合があるため紙媒体入手希望申請は10月26日までに行ってください。また、申請の時期に関わらず報告様式２は11月中旬以降の発送となります。記入方法等については「紙媒体入手希望申請書 記入要領」をご参照ください。

STEP２　～10月１日よりご対応いただきたいこと～

※ 詳細は「３．報告の流れ」、「５－２．報告様式の記入・不備の確認」をご確認ください。

・ 10月１日に、報告様式１の報告の受付を開始、G-MISのWEBフォームを開設します。G-MISにアクセスし入力作業を開始してください。

・ インターネット環境が整っていない場合を除き、業務効率化等の観点から可能な限り、G-MIS上のWEBフォームを用いて入力・報告をお願いします。
・ 報告の際には、別冊『確認・記入要領』を参照してください。

STEP３ ～11月２日（予定）よりご対応いただきたいこと～

※ 詳細は「３．報告の流れ」、「５－２．報告様式の記入・不備の確認」をご確認ください。

・ 11月２日に、報告様式２の報告の受付を開始する予定です。報告様式１と同様に可能な限りG-MIS上のWEBフォームを用いて報告をお願いします。

STEP４ ～11月30日までにご対応いただきたいこと～

※ 詳細は「５－３．報告様式の提出」をご確認ください。

・ 報告様式１・２共に11月30日までに必須項目の入力を完了し、提出をお願いします。
・ 提出された報告内容において疑義が確認された場合、都道府県及び制度運営事務局から問い合わせや修正依頼を行うことがあります。

２．外来機能報告制度について

２－１．外来機能報告制度の概要

外来機能報告制度は、令和３年５月に成立・公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第 49 号）により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めることを目的として創設されました。

具体的には、対象となる医療機関が都道府県に対して、外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）し、当該報告を踏まえて、「協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行います。協議の中では、「紹介受診重点外来」を地域で基幹的に担う医療機関として、紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化することとしています。

さらに、都道府県では、医療機関の意向と協議の場での結論が最終的に一致したものに限り、協議が整ったものとして、協議結果を取りまとめて公表します。地域における医療機関の外来機能の明確化及び患者の流れの円滑化を図ることにより、外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減等に寄与することが見込まれています。

【紹介受診重点医療機関について】

紹介受診重点医療機関とは、医療法に基づき令和４年度から行っている外来機能報告等を踏まえ、協議の場において協議を行い、その協議を踏まえ、紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関として都道府県が公表した医療機関です。

紹介受診重点医療機関の協議については、外来機能報告から整理された、医療機関ごとの紹介受診重点医療機関となる意向の有無、紹介受診重点外来に関する基準の適合状況、外来医療の実施状況、紹介・逆紹介の状況等を踏まえて議論することとしています。そのため、紹介受診重点外来に関する基準を満たすことのみを以て紹介受診重点医療機関として公表されることはありません。

※ 200 床未満の病院や有床診療所、無床診療所であっても、基準を満たせば紹介受診重点医療機関になることは可能です。

※ 地域医療支援病院や特定機能病院が、併せて紹介受診重点医療機関となることも可能です。

＜参考＞

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第三十条の三　（略）

２　（略）

七　外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項

３　（略）

第三十条の三の二　（略）

２　厚生労働大臣は、前条第二項第七号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等若しくは第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第三十条の十八の二第一項又は第三十条の十八の三第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十三　（略）

２　（略）

３　都道府県知事は、前二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病床機能報告対象病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

４　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

５　都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

６　都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第三十条の十八の二　病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの（以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一　当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容

二　当該外来機能報告対象病院等が地域において前号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三　その他厚生労働省令で定める事項

2　都道府県知事は、外来機能報告対象病院等の管理者が前項（第二号に係る部分を除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該外来機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

3　第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の二第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。

第三十条の十八の三　患者を入院させるための施設を有しない診療所（以下この条において「無床診療所」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告することができる。

一　当該無床診療所において提供する外来医療のうち、前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容

二　当該無床診療所が地域において前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三　その他厚生労働省令で定める事項

2　第三十条の十三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは、「無床診療所」と読み替えるものとする。

第九十二条　（略）第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項若しくは第三十条の十八の四第六項の規定による命令に違反した者又は第三十条の十八の六第三項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

○ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）

第三十条の三十三の十二　法第三十条の十八の二第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める外来医療は、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療その他の厚生労働大臣が定める外来医療とする。

第三十条の三十三の十三　法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該外来機能報告対象病院等又は当該無床診療所による地域における外来医療（前条に規定する外来医療を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項とする。

第三十条の三十三の十四　都道府県知事は、法第三十条の十八の二第三項及び第三十条の十八の三第二項の規定により準用する法第三十条の十三第四項の規定により、法第三十条の十八の二第一項及び第三十条の十八の三第一項の規定により報告された事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

※　法律上は、医療機関から都道府県知事にご報告いただくこととなっていますが、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）の WEB フォームから直接、報告様式に入力及び提出していただく形式となっております。

２－２．報告対象となる医療機関の範囲

１） 報告対象となる医療機関

医療機関機能・病床機能報告対象病院等（令和８年７月１日時点で一般病床・療養病床を有する病院及び診療所であって、外来医療を提供する医療機関）は、報告対象です。

ただし、医療機関機能・病床機能報告対象病院等で外来機能を有しないために回答が困難な項目は、外来機能報告項目を全てゼロで報告し、選択肢項目ではその他をご選択ください。また、報告様式の最終ページの「その他、ご報告に当たっての特記事項【自由記入欄】」に外来機能を有しない旨を記載してください。

無床診療所の報告は任意です。紹介受診重点外来を行っている蓋然性の高い医療機関にはあらかじめ報告の意向を確認しています。

２） 報告対象外となる医療機関

以下に該当する医療機関については、報告対象外となります。令和８年度医療機関機能・病床機能報告の実施依頼があった医療機関において**報告対象外に該当する場合は、別冊『G-MIS操作マニュアル』に記載の【問合せフォームの使い方】を参考に、G-MISサイトより申請してください。**

a. 特定の条件に該当する医療機関

○　刑事施設等や入国者収容所等の中に設けられた医療機関や皇室用財産である医療機関（宮内庁病院）

○　特定の事業所等の従業員やそのご家族の診療のみを行う医療機関であって、保険医療機関でないもの（地域における医療機関の外来機能の明確化・連携の推進の対象とはならないものであるため、外来機能報告を省略しても差し支えありません。）

※　一般開放している場合は、自衛隊病院等であっても報告対象となります。

b. 休院・廃院済み又は令和９年３月31日までに休院・廃院予定である医療機関

c. 令和８年７月２日以降に新たに開設した医療機関

3．報告の流れ

3－1．報告様式の種類

ご提出いただく報告様式は、「報告様式１」及び「報告様式２」の２種類です。

業務効率化等の観点から、可能な限り G-MIS 上の WEB フォームにて報告をお願いします。報告には Windows OS 搭載の PC をご使用ください。

紙媒体を希望される医療機関は、個別に申請をお願いします。

なお、決裁等のために印刷して活用いただけるよう、G-MIS 上の WEB フォームで入力した報告内容の PDF ファイルをダウンロードすることができます。詳細は別冊『G-MIS 操作マニュアル』をご参照ください。

報告様式の種類	報告項目
報告様式１	・　「紹介受診重点医療機関」となる意向の有無 ・　地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項
報告様式２（※）	・　紹介受診重点外来の実施状況 ・　地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項

※　オンライン又は電子媒体（フレキシブルディスク（FD）、光ディスク（MO）、光ディスク（CD-R））を用いて、電子レセプトによる請求を行っている医療機関では、報告様式にレセプト集計結果があらかじめ反映（プレプリント）されます。ただし、

・ 令和８年５月以降に、令和７年４月から令和８年３月診療分を月遅れ分として請求している医療機関

・ 紙レセプトにより請求を行っている医療機関

等では、プレプリントされません。

報告様式１、報告様式２の入手方法と提出方法（概要）は以下の通りです。詳細は該当ページを参照してください。

		入手方法	提出方法
G-MIS上のWEBフォームからの報告を希望する医療機関（推奨）	⇒	G-MISにアクセス 「５－１．１）G-MIS上で報告する場合」参照	G-MIS上で報告 「５－３．１）G-MIS上で報告する場合」参照
紙の報告様式を希望する医療機関	⇒	紙媒体入手希望申請書を提出 「５－１．２）紙媒体での報告を希望する場合」参照	記入済の紙媒体を返信用封筒にて郵送 「５－３．２）紙媒体で報告する場合」参照

３－２．報告における留意点

報告期間内の場合、報告様式提出後でも修正することが可能です。詳細は「５－３．報告様式の提出」をご参照ください。報告期間終了後、令和９年１月29日までに修正の必要が生じた場合は医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォームの「１．質疑・照会」又は電話で制度運営事務局までご連絡ください。

※　同一医療機関から報告期間内に複数回の報告があった場合、最後にご報告いただいた情報を最終の報告内容とします。

１）報告様式１における留意点

報告様式１は、病院・有床診療所・無床診療所の種別によらず、共通の報告様式です。

ただし、有床診療所・無床診療所では回答が任意の項目や、医療機関機能・病床機能報告での回答により外来機能報告では省略可能な項目等があります。病院・有床診療所・無床診療所の種別によって報告内容が異なりますので、ご注意ください（詳細は「４．報告項目の概要」をご参照ください）。

また、本報告様式の報告内容について、令和７年４月１日～令和８年３月31日の１年間の状況を令和８年７月１日時点で報告することが困難な場合は、過去１年間の状況を報告する項目では、令和８年７月１日時点で「月単位」で報告が可能な過去の期間における状況についてご報告ください。

一部の報告様式１の報告項目は、医療機関機能・病床機能報告と重複しております（重複項目）。重複項目の注意事項については「５－２．報告様式の記入・不備の確認」をご参照ください。

なお、報告の際には、別冊『確認・記入要領』をご確認のうえ、ご報告ください。

２）報告様式２における留意点

報告様式２は、病院・有床診療所・無床診療所の種別によらず、共通の報告様式です。

ただし、電子レセプトによる診療報酬請求の有無によって、報告方法が異なります。

「令和７年４月から令和８年３月診療分の電子レセプトによる診療報酬請求がある医療機関」では、厚生労働省において必要な項目の集計を行い、集計結果があらかじめ反映（プレプリント）された報告様式２が、11月２日よりG-MIS上で表示される予定としています。集計内容についてご確認のうえ、必要に応じてご修正いただき、11月30日までにG-MIS上でご報告ください。

集計内容を確認した結果、**修正が必要ない場合等についても、報告は必須**です。

なお、業務委託先（株式会社三菱総合研究所）は、契約により知得した内容を契約の目的以外に利用すること、若しくは第三者に漏らしてはならないこととする契約を厚生労働省と結んでいます。

※　電子レセプトによる診療報酬請求とは、オンライン又は電子媒体（フレキシブルディスク（FD）、光ディスク（MO）、光ディスク（CD-R））で請求を行っていることを指します。

※　令和７年４月から令和８年３月診療分実績で、令和８年４月審査分までの集計結果がプレプリントされます。

「令和７年４月から令和８年３月診療分の電子レセプトがある医療機関」**以外**の医療機関は、プレプリントされておりませんので、G-MIS上のWEBフォームで直接入力し報告をお願いします。紙媒体による報告をご希望の場合は、「５－１．２）紙媒体での報告を希望する場合」を参照してください。

令和８年４月１日以降に開設された医療機関は、報告様式２「【基本情報】⑦令和８年４月１日以降に開設された場合は右の項目にチェックをいれてください。」をご回答ください。以降の報告様式２への回答は不要となります。

３－３．報告期限

報告様式１、報告様式２の提出期限はいずれも**11月30日**です。紙媒体による報告の場合も、原則、11月30日（必着）となります。

※　報告様式１は10月１日、報告様式２は11月２日より受付開始予定です。また、開始時期についてはG-MISサイトのお知らせ画面等も参考にしてください。

３－４．報告結果の公開

調査結果はオープンデータとして公開する予定です。

４．報告項目の概要

４－１．報告様式１における報告項目の概要

詳細は別冊『確認・記入要領』をご覧ください。

１）「「紹介受診重点医療機関」となる意向の有無」について

紹介受診重点医療機関となる意向の有無をご報告ください。

具体的には、以下の①～③のいずれかの外来について、紹介受診重点外来とします。

① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

- 次のいずれかに該当した入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後 30 日間の外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする（例：がんの手術のために入院する患者が術前の説明･検査や術後のフォローアップを外来で受けた等）。
 - Ｋコード（手術）を算定
 - Ｊコード（処置）のうちＤＰＣ入院で出来高算定できるもの（※１）を算定
 ※１：6000 ㎠以上の熱傷処置、人工腎臓（慢性維持透析）、体幹ギプス包帯等、1000 点以上
 - Ｌコード（麻酔）を算定
 - ＤＰＣ算定病床の入院料区分
 - 短期滞在手術等基本料３を算定

② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来

- 次のいずれかに該当した外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする。
 - 外来化学療法加算を算定
 - 外来腫瘍化学療法診療料を算定
 - 外来放射線治療加算を算定
 - 短期滞在手術等基本料１を算定
 - Ｄコード（検査）、Ｅコード（画像診断）、Ｊコード（処置）のうち地域包括診療料において包括範囲外とされているもの（※２）を算定
 ※２：脳誘発電位検査、CT 撮影等、550 点以上
 - Ｋコード（手術）を算定
 - Ｎコード（病理）を算定

③ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

- 次の外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする。
 - 診療情報提供料（Ｉ）を算定した 30 日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来

２）「地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項」について

①　紹介・逆紹介の状況（紹介率・逆紹介率）について

令和７年４月１日～令和８年３月31日の１年間の初診患者数、紹介患者数、逆紹介患者数についてご報告ください。

なお、有床診療所・無床診療所においては、本項目は任意項目としています。

②　外来における人材の配置状況について

医師、看護師、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師、准看護師、看護補助者、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、臨床工学技士、管理栄養士、救急救命士の「常勤・非常勤数」についてご報告ください。

専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師以外の項目については、医療機関機能・病床機能報告の報告様式１施設票若しくは報告様式１診療所票で「外来部門の職員数」を報告する場合、外来機能報告における重複項目の報告は不要です。

なお、有床診療所では、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師に係る項目は任意項目としています。無床診療所では、いずれの項目も任意項目としています。

③ 高額等の医療機器・設備の保有状況について

CT、MRI、その他の医療機器についてご報告ください。本項目は、医療機関機能・病床機能報告の報告様式１施設票及び報告様式１診療所票で「医療機器の台数」を報告する場合、外来機能報告における重複項目の報告は不要です。

なお、無床診療所においては、本項目は任意項目としています。

④ 救急医療の実施状況について

休日に受診した患者延べ数、夜間・時間外に受診した患者延べ数、救急車の受入件数についてご報告ください。本項目は、医療機関機能・病床機能報告の報告様式１施設票及び報告様式１診療所票で「救急医療の実施状況」を報告する場合、外来機能報告における重複項目の報告は不要です。

なお、無床診療所においては、本項目は任意項目としています。

４－２．報告様式２における報告項目の概要

詳細は別冊『確認・記入要領』をご覧ください。

本報告様式の報告内容は、診療報酬上の項目に着目して設定されており、報告の対象となるのは、令和７年４月から令和８年３月診療分のレセプトです。

なお、報告様式２へのプレプリントの対象となるのは、令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）の外来レセプトです。

※　令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）の電子外来レセプトがある医療機関のプレプリントデータには、令和７年４月から令和８年３月診療分（令和８年４月審査分まで）のレセ

プトの一次審査による返戻分や紙レセプトで請求されている分、医療保険の対象でない労働者災害補償保険等での診療行為分等は含まれていません。追加で計上するレセプト件数等を含めた合計値を可能な範囲でご報告ください。

※　令和７年４月診療分より前の診療分は、令和７年５月以降審査分であっても含めないでください。

１）「紹介受診重点外来の実施状況」について

①　紹介受診重点外来の実施状況の概況について

紹介受診重点外来について、１年間の紹介受診重点外来の類型ごとの実施状況をご報告ください。

②　紹介受診重点外来の実施状況の詳細について

紹介受診重点外来のうち、主な項目の実施状況を月ごとにご報告ください。

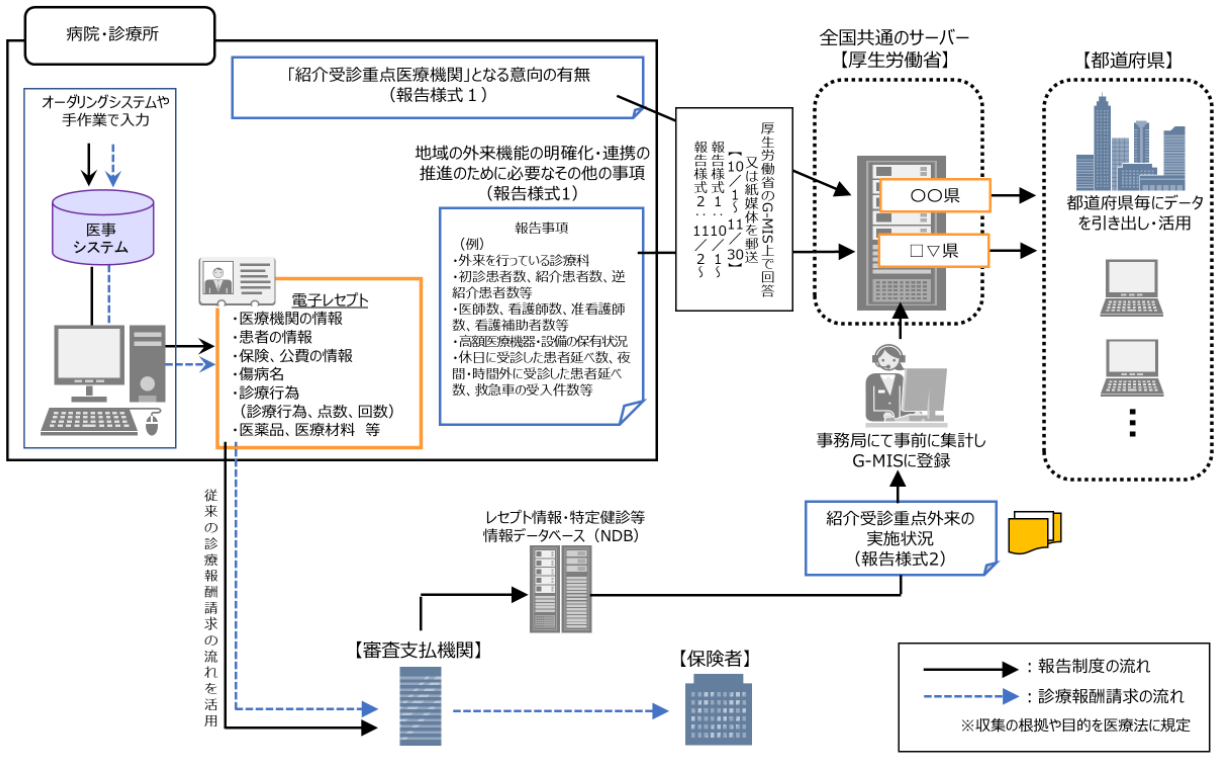
２）「地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項」について

①　その他の外来・在宅医療・地域連携の実施状況について

地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な外来・在宅医療・地域連携の実施状況を月ごとにご報告ください。

<参考>

外来機能報告制度における報告・集計等の仕組み（レセプト電子申請の 医療機関の場合）



５．具体的な報告手順

５－１．報告様式等の入手

１） G-MIS 上で報告する場合（推奨）

以下に記載しているURLからG-MISにアクセスし、G-MISのユーザ名とパスワードでログインしてください。なお、詳細な操作方法については、別冊『G-MIS操作マニュアル』をご確認ください。

G-MISのURL： https://www.med-login.mhlw.go.jp

２） 紙媒体での報告を希望する場合

業務効率化等の観点から、可能な限り G-MIS 上の WEB フォームを用いて報告をお願いします。ただし、インターネット環境が整っていないため G-MIS 上の WEB フォームを用いて報告できない医療機関等、やむを得ない場合は、制度運営事務局から紙媒体の報告様式を郵送します。

紙媒体の郵送を希望される場合には、**「紙媒体入手希望申請書」の所定項目にご記入**のうえ、原則、10 月 26 日（必着）までに郵送又は FAX で制度運営事務局へご連絡ください（電話不可）。**提出された紙媒体の調査票を報告として受け付けます。WEB 報告に切り替えたい場合は、お手数ですが制度運営事務局へご連絡ください。**

ご連絡いただいた医療機関への紙媒体の発送は、10 月 6 日以降に開始する予定ですが、ご希望の受付から発送までに 5～10 営業日程度の期間を頂戴する場合があります。また、報告様式 2 の発送は 11 月中旬以降となります。あらかじめご了承ください。

5－2．報告様式の記入・不備の確認

1） G-MIS 上で報告する場合（推奨）

G-MIS の WEB フォームを用いてご入力いただく際、報告内容の不整合等を機械的に判定し、内容に応じて警告が表示されます。警告が表示された場合は、警告内容を参考に、報告内容を修正してください。

※ 深夜２:00～５:00 はシステムのメンテナンスが行われるため医療機関機能・病床機能・外来機能報告の G-MIS 上での入力をお控えください。システムメンテナンス中に医療機関機能・病床機能・外来機能報告を入力されると入力内容が正常に反映されない可能性がありますのでご注意ください。

※ 医療機関機能・病床機能報告との重複項目について、外来機能報告の提出後にエラーが生じる場合があります。その際は医療機関機能・病床機能報告でエラーの内容を修正してください。修正されるとシステムメンテナンスの時間に自動的に外来機能報告のエラーも解消されます（外来機能報告での重複項目の修正はできません）。

2） 紙媒体での報告を希望する場合

紙媒体の報告内容に不整合等があった場合、後日、制度運営事務局から電話で確認させていただくことがありますので、控えの保管をお願いします。医療機関機能・病床機能報告と外来機能報告で重複項目の回答が異なる場合は、医療機関機能・病床機能報告の回答を正式なデータとして取り扱います。

５－３．報告様式の提出

１） G-MIS 上で報告する場合（推奨）

G-MISのWEBフォームで報告項目を入力しましたら**［報告］ボタン**を押すことで、提出が完了となります。入力が途中の場合は**［保存］ボタン**を押すことでデータが保存され、ログアウトしても情報は保持されます。しかし、**［保存］ボタンを押しただけでは報告完了とはなりませんので、必ず［報告］ボタンを押して、報告の完了を忘れないようご注意**ください。提出後は11月30日23:59まで［取戻し］ボタンを押すことで報告内容の修正が可能です。

２） 紙媒体で報告する場合

インターネット環境が整っていない等の理由によりG-MIS上のWEBフォームからの入力が困難な医療機関は、「５－１．２）紙媒体での報告を希望する場合」の方法で紙媒体の報告様式を入手し、報告内容をご記入のうえ、**紙媒体の送付時に同封されている返信用封筒でご送付**ください。ご提出いただく**紙媒体の写しは、次年度の報告開始まで各医療機関での保管**をお願いします。なお、**FAXによる報告様式の提出は受け付けておりません。**

【送付先】
〒112-8719 東京都文京区後楽一丁目１番３号　４階　サーベイリサーチセンター内
厚生労働省「令和８年度 医療機関・病床・外来機能報告」事務局

※　同封の返信用封筒に印字されていますのでご利用ください。

６．問い合わせ窓口

外来機能報告の報告作業においてご不明点等ございましたら、巻末に記載の問い合わせ窓口へ電話にてご連絡ください。電話受付時間内のお問い合わせが難しい場合、G-MISサイトの連絡フォーム「医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォーム」にてご連絡ください。「医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォーム」での問い合わせ方法については別冊『G-MIS操作マニュアル』に記載の【問合せフォームの使い方】をご覧ください。

なお、FAXでのお問い合わせも可能です。その場合は医療機関・病床・外来管理番号※、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ずご記載ください。

本報告マニュアル、確認・記入要領等の各種関連資料をご参照いただいたうえで、ご不明な点がある場合にお問い合わせください。問い合わせ内容によっては別の窓口の番号をお伝えしてかけ直していただく場合があります。

また、外来機能報告の対象医療機関以外からのお問い合わせには回答できません。あらかじめご了承ください。

※　医療機関・病床・外来管理番号については、本報告マニュアルとともに送付された送付状をご確認ください。

問い合わせ窓口　厚生労働省 「令和８年度医療機関・病床・外来機能報告」事務局

委託先
報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所（制度運営事務局）・・①②③
※　医療機関機能・病床機能・外来機能報告の報告方法・内容、プレプリントデータ、その他、医療機関機能・病床機能・外来機能報告制度についてはこちらにお問い合わせください。

G-MISに関するお問い合わせ： 厚生労働省G-MIS事務局・・③のみ
※　ユーザ名、G-MISの画面操作方法、システム障害発生時等についてはこちらにお問い合わせください。

①電話（フリーダイヤル）0120-142-305［平日９:00～17:00受付］

②FAX（制度運営事務局専用）　03-5615-9278［24時間受付］

FAX でのお問い合わせの際は、医療機関・病床・外来管理番号、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載してください。

③医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォーム（G-MIS サイトの連絡フォーム）［24 時間受付］

※　①電話、②FAX の開設期間は令和８年９月 24 日 9:00～12 月 28 日 17:00 です。
※　③医療機関・病床・外来機能報告　問合せフォームの開設期間は令和８年９月 24 日９:00～令和９年１月 29 日 23:59 です。

電話でお問い合わせいただく場合、音声ガイダンスが流れます。
音声ガイダンスに従い、お問い合わせ内容の番号をご入力ください。
問い合わせ内容によっては別の窓口の番号をお伝えしてかけ直していただく場合があります。

以上